

第7章 最終処分

7.1 最終処分

廃石綿等の最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事に許可を受けた最終処分場で行う。

廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1)大気中に飛散しないように、あらかじめ、次のいずれかの措置を講ずること。

(イ)耐水性の材料で二重にこん包すること。

(ロ)固型化すること。

(2)埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。

(参)令第6条の5第3号ル

【解説】

1. 廃石綿等の最終処分は、埋立処分により行うこととし、海洋投入処分を行ってはならない。
2. 廃石綿等の埋立については、廃石綿等の埋立作業、埋立跡地の再掘削による再飛散を防止するとともに、埋立記録の保存等を容易にするため、廃棄物処理法第15条第1項に基づく許可を受けた管理型又は遮断型最終処分場のうちの一定の場所において、かつ当該廃石綿等が分散しないよう行うこと。
3. 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、廃石綿等が大気中に飛散しないようにこん包か固型化の措置が必要であるが、収集・運搬の際の事故や埋立跡地の再掘削等の不適切な管理を考慮すると、固型化の方が石綿の飛散防止のために望ましい方法といえる。特に角閃石系の石綿（アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等）は蛇紋石系のクリソタイル（白石綿）等と比較して飛散しやすいという報告があり、かつ、有害性が高いといわれていることから、埋立処分に当たっては固型化するものとする。この際、固型化物表面からの飛散や破断された場合の飛散を防ぐため、固型化物もこん包することが望ましい。

7.2 コンクリート等固型化

コンクリート等固型化に当たっては、十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒又は成形したものを十分に養生すること、及び固型化作業に伴う石綿の大気への飛散を防止すること、等に十分留意しなければならない。

【解説】

1. コンクリート等固型化は、固型化作業に伴う石綿の大気への飛散を防止するため、廃石綿等の排出現場で行うのが望ましい。その他の施設で行う場合は、こん包の前にあらかじめ湿潤化されていること、プラスチック袋等の開封から固型化に至るまで外気と容易に接触しない場所及び方法で行うものとする。(図7-1)

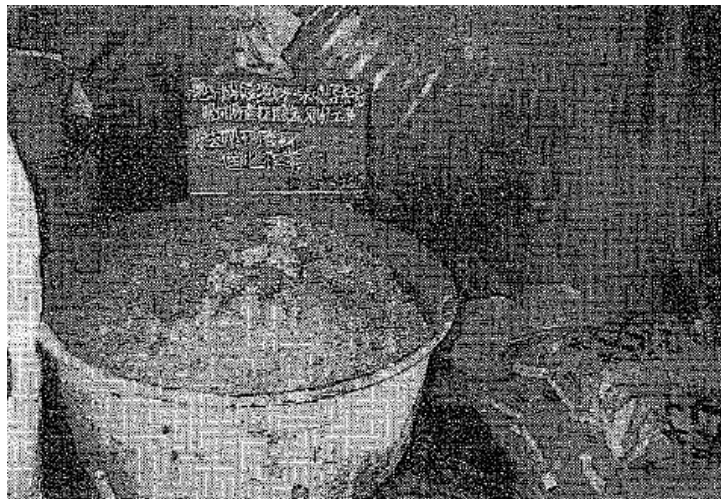


図7-1 コンクリート固型化作業

2. コンクリート固型化については、以下の要領による。
 - (1) コンクリート固型化作業に際し、使用するミキサーの種類、配置、作業手順、養生方法等について事前に計画を立てる。
 - (2) 配合比(石綿:セメント:水)は、石綿の種類、状態等により異なるので各現場で試験等を行い、事前に決定しておく。
 - (3) 石綿と水硬性セメント等の混練に際しては、コンクリート固型化物に表面に塊状の石綿が露出すること等ないように十分混練させる。このためには、ローラーミキサー、スクリュミキサー等のある程度破碎・粉碎能力のある混練機を使用することが望ましい。
 - (4) 養生中の混合物及びコンクリート固型化物の保管は、「4.1 事業場における保管」に示す特別管理産業廃棄物保管基準に従う。
 - (5) コンクリート固型化物は容易に破碎されぬように、十分な強度を有していること。容易に破碎される場合、又は表面に塊状の石綿が露出している場合は、固型化されていない廃石綿等と同様にプラスチック袋等でこん包する。

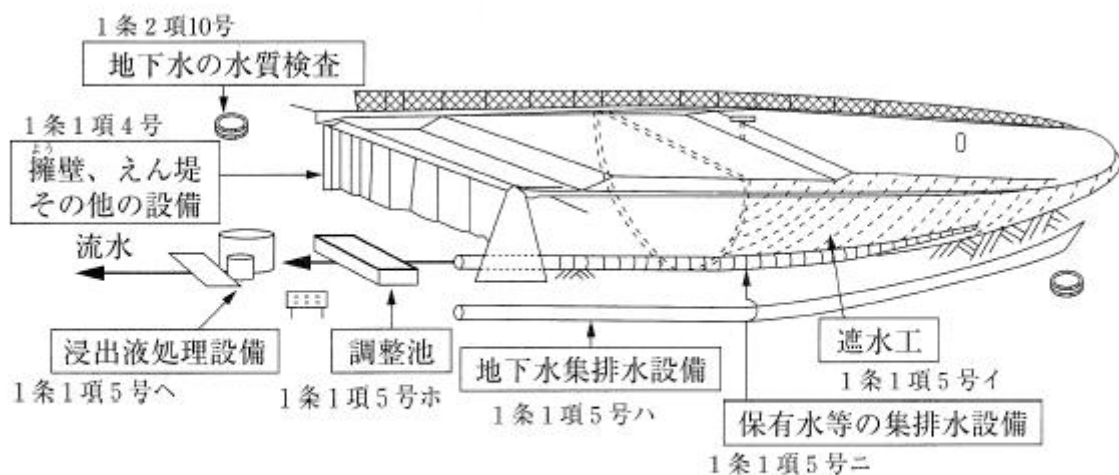
7.3 最終処分場

廃石綿等を処分する最終処分場は、廃棄物処理法に定める廃棄物の最終処分場の構造・維持管理の技術上の基準に適合したものでなければならない。

【解説】

最終処分場に係る技術上の基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府令・厚生省令集1号(基準省令))」で規定されており、この規定に基づいた最終処分場の構造概要を図7-2に示す。

(参)基準省令第1条第1項



出典：最終処分基準省令を基に作成

図7-2 最終処分場の構造概念図

7.4 最終処分場の管理

廃石綿等を受け入れる最終処分者は、処分場の適正な管理を行うため次のような措置を講ずる。

- (1) 受入要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受入れ契約時に排出事業者に提示する。
- (2) 受入れに際し廃石綿等の量、積載状況等について確認する。
- (3) 従業員に対して、廃石綿等の適正な取扱いについて教育を行い、十分に理解させる。
- (4) 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存する。

【解説】

1. 最終処分業者は、廃石綿等を受入れるにあたり、事前に次の事項について受入れ要領を定めておく。
 - (1) 埋立場所
 - (2) 荷降しの方法
 - (3) 人員・機材の位置
 - (4) その他
2. 受入れ契約時には、次の事項について関係者間で十分打ち合わせる。
 - (1) 受入れ予定日時、廃石綿等の形状・量
 - (2) 2.3.2 による事項
3. 最終処分業者は、廃石綿等を受入れるにあたり、車両ごとに処理伝票確認と現物目視により、他の廃棄物と混載していないことを確認しなければならない。混載されている場合は、混載されているすべての廃棄物を廃石綿等として処理し、その旨排出事業者に届出なければならない。
4. 最終処分業者は、閉鎖後の跡地管理のため、記録をとり保存することとするが、その記録には次の事項を記載しておく。(表 7-1)
 - (1) 排出事業者
 - (2) 埋立時期
 - (3) 埋立方法
 - (4) 埋立地
 - (5) 埋立場所を示す平面設置図・断面図(図 7-3、7-4)
 - (6) 最終処分場の管理者(技術管理者名)
 - (7) その他
5. 処分場の閉鎖後において土地の権利移動の際には、新たな権利者へ廃石綿等の管理記録を引き継がなければならないため、最終処分の記録は永久に保存する必要がある。

表 7-1 埋立記録簿の例

廃石綿等埋立記録簿（例）

施設管理者名 _____ 印
技術管理者名 _____ 印

受入月日	排出事業者名 名称 住所	廃石綿等 埋立方法 埋立量	埋立場所 位置 深さ
月 日	名称 建設 住所 県 市	3 m の穴にて埋立 覆土 15cm 施工 埋立量 1,500kg	Aブロック X3,Y2 TP -5m
月 日	名称 建設 住所 県 市	幅 1 mの溝にて埋立 覆土 15cm 施工 埋立量 1.5m ³	Bブロック X3,Y5 TP -5m

添付書類 廃石綿等専用埋立場所（A、Bブロック）を示す平面配置図、断面図

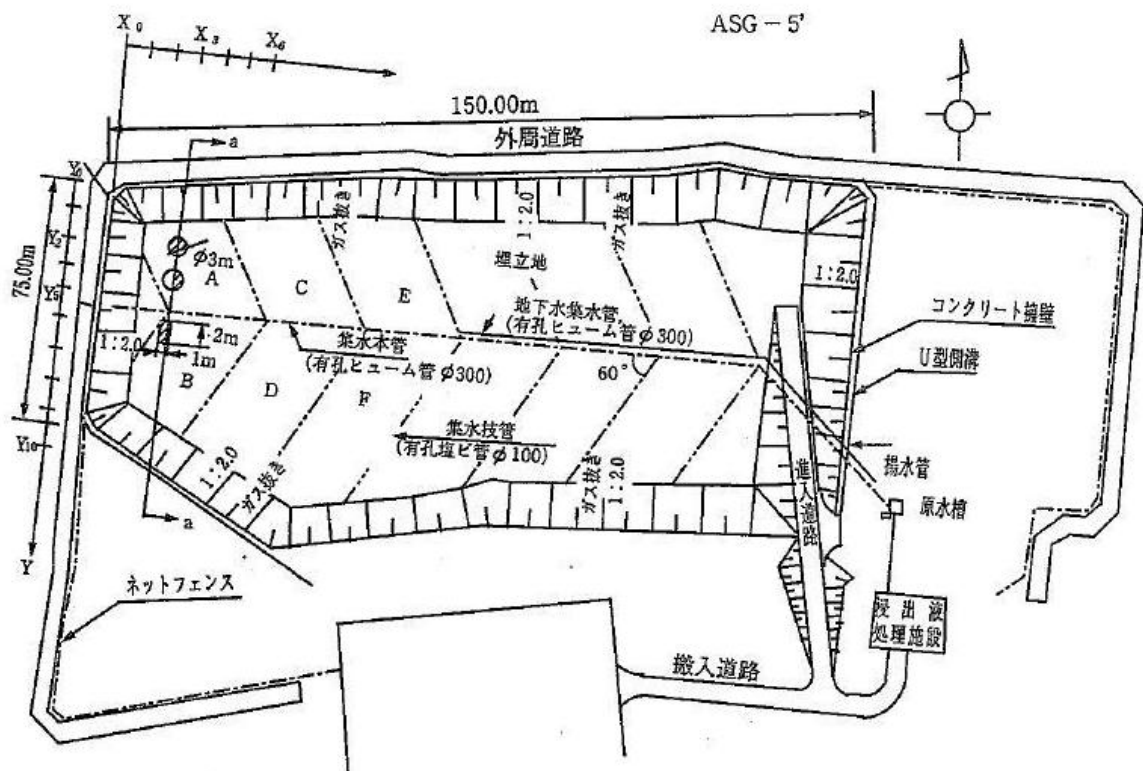


図 7-3 平面配置図 (例)

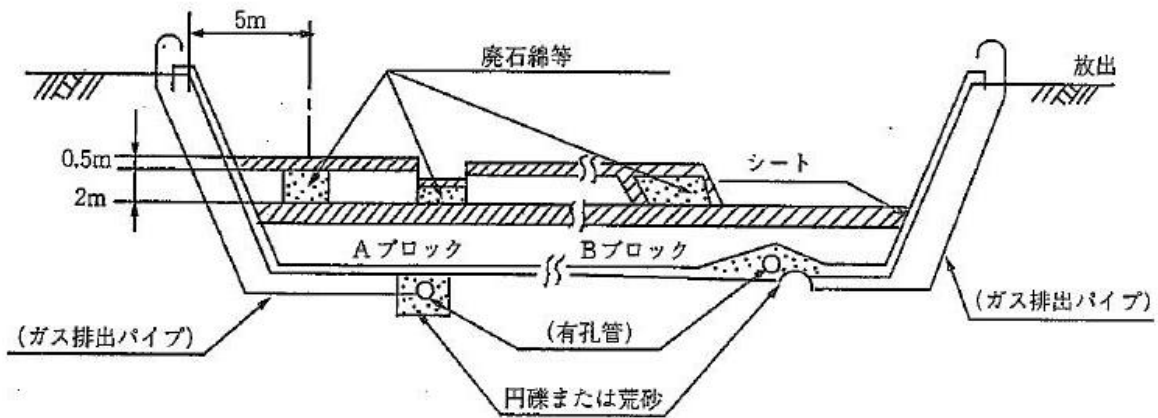


図 7-4 a-a 断面図 (例)